

鳥取県告示第114号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成21年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	313号	倉吉市和田字清水尻469-1地先から東伯郡北栄町弓原字灘山949-3地先まで	平成21年4月1日
一般県道	河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り776-6地先から同字780地先まで	”